

文書管理システム導入及び保守業務委託契約書(案)

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、甲における文書管理システム導入及び保守業務について、次のとおり契約を締結する。

(委託業務)

第1条 甲は、次に掲げる業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

(1)業務の名称

文書管理システム導入及び保守業務

(2)業務の内容

「文書管理システムの導入及び保守業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりとする。

(委託期間)

第2条 この契約における委託期間は、次のとおりとする。

文書管理システムの導入 令和 年 月 日から令和7年5月31日まで

保守業務 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(委託料)

第3条 この契約における委託料は、次のとおりとする。

文書管理システムの導入 金 円

(うち取引に係る消費税及地方消費税の額 金 円)

保守業務 金 円

(うち取引に係る消費税及地方消費税の額 金 円)とする。

(契約保証金)

第4条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程第26条第3号により免除する。

(委託業務の実施方法)

第5条 乙は、この契約書に定める事項及び仕様書並びに甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、委託業務を実施するものとする。

(調査等)

第6条 甲は、乙の委託業務の執行状況について、随時調査し、若しくは必要な報告を求め、または乙による委託業務の処理に関して不適切な点があれば、乙に必要な指示を与えることができる。

(消費税等)

第7条 税率の改定その他の事由により消費税等の算定方法に変更が生じた場合は、当該消費税等の金額は変更

されるものとする。

(資料等の貸与及び返還)

第8条 甲は、乙が委託業務を遂行する上で必要と認められる資料、データ等(以下「貸与品」という。)を貸与するものとする。

2 乙は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理し、委託業務以外の目的に使用してはならない。

3 乙は、甲の書面による承諾を得ずに、甲から貸与された委託業務に関する資料等を複製し、又は業務の作業場所から持ち出してはならない。

4 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに貸与品を甲に返還するものとする。ただし、甲の承諾又は指示があったものについては、この限りではない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書きの場合において、乙は再委託先にこの契約に基づく一切の業務を遵守させるとともに、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

(権利の譲渡等)

第10条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

2 乙は、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(業務主任者)

第11条 乙は、委託業務の履行について、管理、監督する業務主任者を定め、甲に通知するものとする。

(所有権等)

第12条 乙は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

2 成果物等の所有権は、合格通知書をもってから甲に移転するものとする。なお、成果物の提出の日から前項に規定する所有権の移転の日までの間、甲が成果物を無償で使用することについて、乙は、これを承諾するものとする。

3 甲は、委託業務により乙が作成した成果物等に関する新規に発生した知的財産権について、使用权のみ留置し、その他の権利を保持しない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、本契約の履行に際して知り得た甲の秘密(秘密である旨が甲から示されたものをいう。)を第三者に開示または漏洩してはならない。但し、次の各号に該当する情報はこの限りではない。

(1) 公知の情報、乙の責に帰すことのできない事由により公知となった情報

- (2) 開示前に乙が適法に所有しており、かつ甲から直接的に乙が入手したものでない情報
 - (3) 開示に対する制限を受けない第三者が乙に適法に開示した情報
- 2 甲から乙に開示される下記の情報は、秘密情報に該当するものとする。
- (1) 甲の患者及び甲職員の個人的な情報
 - (2) 住所、氏名、生年月日(年齢)、電話番号
 - (3) 病名、処置の内容、使用している薬、検査内容および検査結果、所見等
 - (4) 上記のほか、特定の個人が識別できる情報
- 3 第1項及び第2項の規定は、第9条に基づき乙が甲の承認を得て行う再委託先にも適用する。
- 4 前4項の規定は、契約の満了又は解除等契約終了事由の如何を問わず、契約終了後もその効力を有する。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- 2 前項の規定は、第9条の規定に基づき乙が甲の承認を得て行う再委託先にも適用するものとする。

(情報セキュリティ)

第15条 乙は、この契約による業務を履行するための情報セキュリティについては、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

- 2 前項の規定は、第9条の規定に基づき乙が甲の承認を得て行う再委託先にも適用するものとする。

(損害賠償)

第16条 乙は、委託業務を行うに際して乙の責に帰すべき事由により甲または第三者に損害を与えたときはその損害を賠償しなければならない。

(業務完了報告及び検査)

第17条 乙は、導入にかかる委託業務完了後速やかに業務完了届出書及び成果物(以下「成果物等」という。)を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、成果物等を受領したときは、その日から起算して10日以内にその内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補正について準用する。
- 4 第2項(前項において準用する場合を含む。)の検査及び前項の補正に要する費用は、乙の負担とする。
- 5 乙は、保守業務の履行状況について、毎月、業務報告書を提出するものとする。

(委託料の請求及び支払)

第18条 乙は、甲から前条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による合格の旨の通知があったときは、甲に委託料の請求書を提出するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による乙からの適法な請求があった場合、その日から起算して30日以内に、乙に対して委託料を支払うものとする。

- 3 保守にかかる委託料について、甲は、本契約に基づく委託料の60分の1を毎月乙へ支払うものとする。ただし、円未満の端数がある場合は、最終支払いに加えて支払うものとする。
- 4 保守に係る委託料について、甲は、業務の履行を確認した後、乙から適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(遅延損害金等)

- 第19条 乙は、履行期限までに本件業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対し遅延なくその理由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議のうえ定めるものとする。
- 2 乙は、前項の場合において、その理由が乙の責めに帰するものであるときは、委託料につきその遅延日数に応じ、年9.75パーセントの割合で計算して得た金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(委託業務の変更、中止)

- 第20条 甲は、やむを得ない事情が生じたときは委託業務の内容を変更し、または委託を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、契約期間または委託料を変更する必要があるときは、甲乙協議して変更契約を締結するものとする。

(甲の解除権)

- 第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1)この契約条項に違反したとき。
 - (2)契約期限又は期間内に正当な理由なく契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (3)契約の履行にあたって不正な行為があると認められるとき。
 - (4)乙が暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員と認められたとき。
 - (5)その他契約上の責務を履行しないと認められるとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合において、乙は、甲に対し第3条に規定する委託料の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期限内に支払わなければならない。
 - 3 乙は、第1項の場合において甲に損害を及ぼしたときは、第3条に規定する委託料を上限として、その損害を賠償するものとする。
 - 4 第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することはできない。
 - 5 第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、解除の日までに履行した委託業務の内容を書面により甲に報告しなければならない。
 - 6 甲は、契約が解除された場合において、乙が既に業務を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、検査のうえ、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた部分に相応する委託料(以下「既履行部分委託料」という。)を乙に支払わなければならない。
 - 7 前項に規定する既履行部分委託料は、甲乙協議して定める。
 - 8 第2項の違約金は、第6項の甲が乙に支払う既履行部分委託料から控除することができる。

(乙の解除権)

第22条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反により本契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。その場合、第3条の委託料は、出来高に応じ甲乙協議の上精算するものとする。

(契約解除後の処理)

第23条 乙は、第20条の規定により甲が委託を一時中止または打ち切るとき、若しくは第21条の規定により本契約が解除されたときは、一時中止または打ち切りまたは解除の日までに履行した委託業務の内容を書面により甲に報告しなければならない。

2 甲は、前項の規定による報告を受領した日から14日以内に検査を行い、検査に合格した部分に相当する委託料を、乙に支払うものとする。

(予算の削減に係る契約の解除等)

第24条 本契約は、地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程第41条第2項に基づく契約であり、甲は、翌年度以降の甲の歳出予算において、乙に支払うべき委託料が減額又は削除されたときは、契約を解除することができる。

(事故等の報告)

第25条 乙は、甲から貸与された資料、情報、機器等及びその管理するデータ等について漏洩、滅失、き損その他の事故が発生した場合は、直ちに事故の拡大の防止、復元、改修等の措置を講ずるとともに、事故等の概要を甲に報告し、指示に従わなければならない。

(危険負担)

第26条 第17条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による合格の旨の通知を受けるまでに成果物が滅失し、又はき損した場合は、甲の責めに帰すべき場合を除きその復旧に要する費用は、乙の負担とする。

(瑕疵担保)

第27条 成果物等に瑕疵(仕様書との不一致、論理的誤り又は通常有すべき機能、品質、性能を欠いている状態をいう。以下同じ。)があった場合、甲及び乙はその原因について協議を行うものとし、協議の結果、当該瑕疵が乙の責に帰するものであると判断された場合は、乙は無償でその修正を行うものとする。

2 乙の責に帰すべき事由により、納入された成果物等に起因して甲に侵害を生じたときは、その損害額等について甲乙協議のうえ、乙は損害発生の直接の原因となった成果物等に対する支払済の代金相当額を限度として損害賠償責任を負うものとする。ただし、乙の責に帰することができない事由から生じた損害、乙の予見の有無を問わず特別の事由から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとする。

3 前2項に定める乙が無償で修正する期間及び損害賠償責任を負う期間は、検収完了日から1年間とする。ただし、年次処理など日々動作しない機能については、当該機能の初動から1年間とする。

(費用の負担)

第28条 この契約の締結に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第29条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(協議)

第30条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 山梨県甲府市富士見一丁目1番1号
地方独立行政法人山梨県立病院機構
山梨県立中央病院
院長 小嶋 裕一郎

乙

別記1

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 秘密の保持

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

第3 取得の制限

- 1 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。
- 2 乙は、この契約による業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

第4 安全確保の措置

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第5 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示または承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

第6 複写または複製の禁止

乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。

第7 再委託の禁止

乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

第8 資料等の返還

乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、または自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第9 従事者への周知

乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

第10 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第11 実施責任

- 1 乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めるものとする。
- 2 乙は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、管理責任者を設置するなど必要な責任体

制を整備するよう努めるものとする。

第 12 調査

甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

第 13 指示

甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

第 14 契約解除及び損害賠償

甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

別記2

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、情報資産の保護の重要性を認識し、この契約による業務(以下「本業務」という。)の実施に当たっては、情報セキュリティに関する特記事項(以下「セキュリティ特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(用語の定義)

第2条 情報資産とは、次の掲げるものをいう。

- (1) ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(これを印刷した文書を含む。)
- (3) ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(業務従事者の特定)

第3条 乙は、本業務の履行のため、本業務の従事者が甲の管理する庁舎等に立ち入る場合は、事前に甲に連絡して承諾を得るとともに、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、及び事業者名記章または名札を着用させなければならない。また、入退室管理が行われているところに立ち入る場合は、甲の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第4条 乙は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育(セキュリティ特記事項の遵守を含む。)など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第5条 乙は、本業務の履行に際し知り得た情報及び甲が秘密と指定した情報(以下「取得情報」という。)をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

(情報資産の利用場所)

第6条 乙は、甲の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために甲から引き渡され、または自らが取得し、若しくは作成した情報資産(所有権または使用権が甲に帰属するものに限る。)を、甲が指示した場所以外で利用してはならない。

(情報資産の適切な管理)

第7条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報並びに本業務を処理するために甲から引き渡され、または自らが取得し、若しくは作成した情報資産(所有権または使用権が甲に帰属するものに限る。)の漏えい、滅失またはき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 本業務を処理することができる機器等は、乙の管理に属するものに限定するものとし、乙の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等乙の管理に属さないものを利用して本業務を処理させないこと。
- (2) 甲の指示または事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために甲から引き渡され、または自らが取得し、若しくは作成した情報資産(所有権または使用権が甲に帰属するものに限る。)を、第6条の規定により甲が指示した場所以外に持ち出さないこと。甲の指示または承認を受けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保の

ために必要な措置を講ずること。

(3) 甲の指示または事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために甲から引き渡された情報資産を複写し、または複製してはならないこと。

(4) 本業務を処理するために甲から引き渡され、または自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権または使用権が甲に帰属するものに限る。）を、業務終了後直ちに甲に引き渡すこと。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うこと。

(5) 本業務を処理するために甲から引き渡され、または自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権または使用権が甲に帰属するものに限る。）を、甲の指示または事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判読できないよう必要な措置を講ずること。

(情報資産の利用及び提供の制限)

第8条 乙は、甲の指示または事前の承認がある場合を除き、取得情報並びに本業務を処理するために甲から引き渡され、または自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権または使用権が甲に帰属するものに限る。）を、契約の目的以外の目的のために自ら利用し、または提供してはならない。

(調査)

第9条 甲は、乙が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況を調査する必要があると認めるときは、実地に調査し、または乙に対して説明若しくは報告をさせることができる。なお、甲が調査を目的として乙の事業所等に立ち入る場合には、事前に乙に通知するものとする。

(指示)

第10条 甲は、乙が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況について、不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事故報告)

第11条 乙は、本業務に関する情報漏えい、改ざん、紛失、破壊などの情報セキュリティ事件または事故（以下「事故等」という。）が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を記した文書を提出し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、本業務について事故等が発生した場合、甲が適切に必要な説明をするため、乙の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを受忍しなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第12条 甲は、乙がセキュリティ特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除または損害賠償若しくは履行代金の減額を請求することができる。

(実施責任)

第13条 乙は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めなければならない。

2 乙は、情報セキュリティ対策を確保するために必要な管理体制を整備するよう努めなければならない。

(安全性及び信頼性を確保するための措置)

第14条 乙は、特記事項に定めるもののほか、本業務の情報資産の安全性及び信頼性を確保するため、次のとおり措置しなければならない。

(1) 甲の機器、システム、データ等の使用が必要となり、甲の業務に影響を及ぼす可能性がある

場合には、事前に甲乙協議し、甲の業務に影響を及ぼさないよう作業実施時期（曜日、時間帯等）、検証に用いる環境・テストデータ等を決めること。